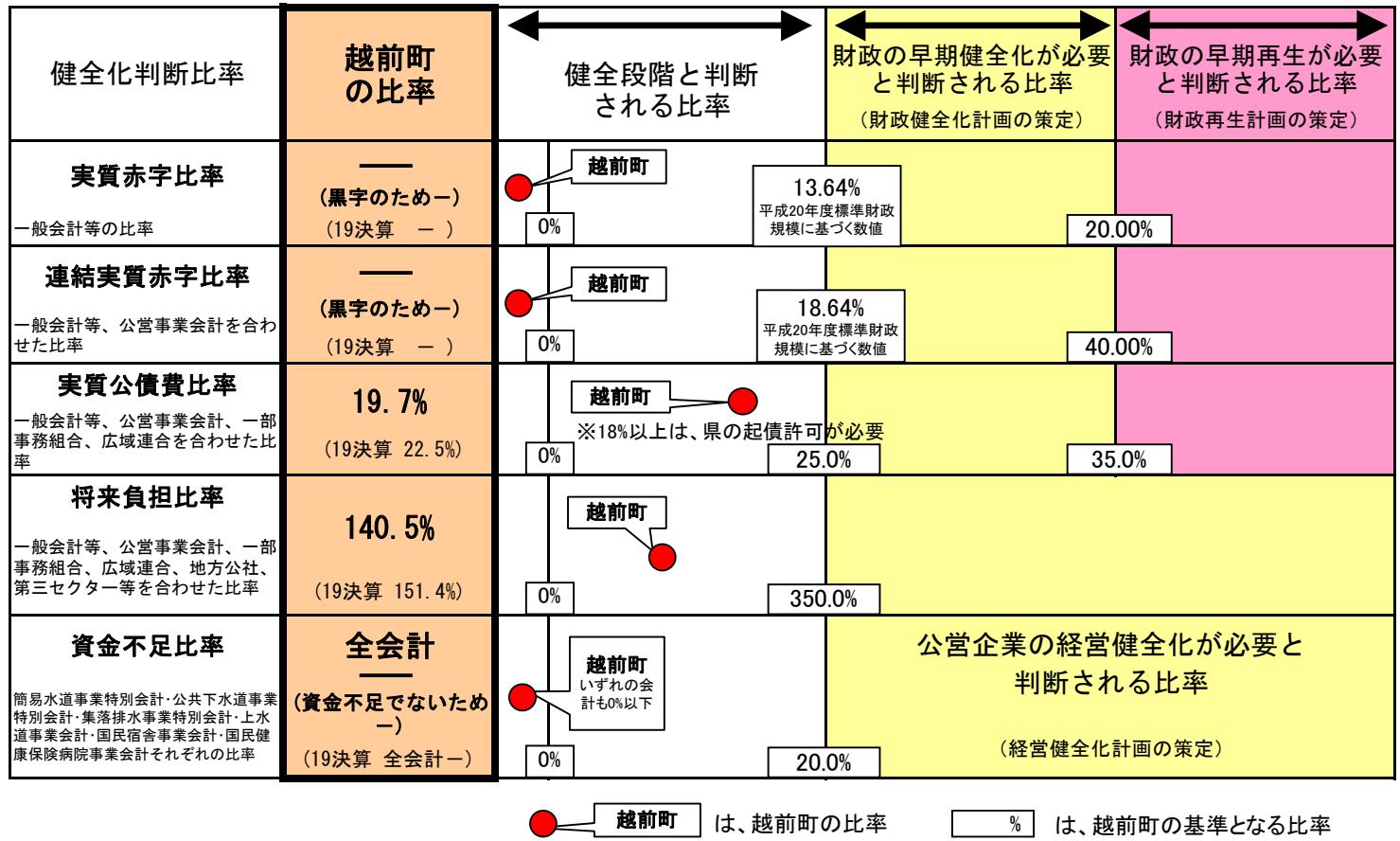


越前町の健全化判断比率をお知らせします。

健全化判断比率とは、町の財政状況が健全であるかどうかを判断する比率で、この比率が、国の定めた基準比率を超えると判断された場合は、財政健全化計画や、財政再生計画などの策定が必要になります。(下表参照)

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率・早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準表】



上表のとおり、本町の健全化判断比率は、すべて健全段階と判断される比率の範囲内にあります。実質公債費比率は、19.7%と合併後初めて20%を切りましたが、依然高い比率であり、実質公債費比率を下げるために、今後も新規起債発行の抑制や、高金利起債の繰上償還などを計画的に実施していきます。

【実質赤字比率】

本比率は、標準財政規模(※)に対する、一般会計等(下表参照)の赤字の割合を示す比率です。

(※)標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう、一般財源の規模。

【連結実質赤字比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等と公営事業会計(下表参照)を合わせた会計の赤字の割合を示す比率です。

【実質公債費比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等の年間借金返済額と、公営事業会計、一部事務組合・広域連合の借金返済にあてられた繰出金などの割合を示す比率です。

【将来負担比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクターなどにかかる町が将来負担すると見込まれる負債額などの割合を示す比率です。

【資金不足比率】

本比率は、公営企業会計(下表参照)それぞれの会計において、事業の規模に対する、資金不足の割合を示す比率です。

